

保育施設の入所申込方法が変わります

平成27年度保育施設利用のご案内

保育の認定申請および保育施設利用申込受付を次の要領で行います。申請書に必要事項を記入の上、期限までに提出してください。

入所方法が変わります

平成27年度から、子ども・子育て支援制度が始まります。この制度では、保育園や幼稚園以外で小規模保育や家庭の保育などの新しい保育サービスが実施できるようになることと併せて、放課後児童クラブについての基準が定められます。この新しい制度に伴い、従来の保育所入所申込ではなく、保育の利用認定申請を行い、認定を受けた後に、保育施設への入所調整を行うという方式に変更されます。

次からの事項をお読みいただき、期限までにお申し込みください。

なお、今年度から認定審査が始まることから、期限内の申し込みがない場合は、認定が遅れたり、希望保育園の利用決定ができなくなる場合もありますので、十分ご注意ください。

入所できる児童

- ① 保護者や家庭が次のいずれかの事情に該当する場合です。
 - ① 就労
 - ② 家庭内外で日常の家事以外の仕事をする場合
 - ③ 妊娠中であるか出産後間もない場合
 - ④ 母親が出産間近であるか、出産後間もない場合
 - ⑤ 産後間もない場合
 - ⑥ 保護者の病気が
 - ⑦ 病気が、または心身に障がいがある場合
 - ⑧ 病人の看護
 - ⑨ 同居の親族(長期入院などをしてる親族を含む)を常時看護している場合
 - ⑩ 災害復旧
- ② 家庭が、火災、風水害、地震などの災害を受け、その復旧に当たっている場合
- ③ 父母が求職中
- ④ 原則3カ月となります。長期間の求職になる場合は、ハローワークなどの公的な証

【お問い合わせ先】

町民環境課 町民環境係
☎ 52・5851(直通)

◎ 町内の保育所(園)

- ダーナ保育園
☎ 62・2010
- 月乃輪保育園
☎ 52・1568
- 東光保育園
☎ 52・1823
- 吉野保育園
☎ 62・4130
- 宮原慈光保育園
☎ 62・4435
- 常葉保育所
☎ 62・2232

その他

- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、利用承諾は取り消しとし、保育園利用開始後に明らかになった場合は利用取り消しとなります。
- ・ 希望者多数のため希望する保育施設の利用ができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 年度途中の認定申請および利用申し込みについては、随時受け付けを行っておりますが、原則として、申し込み順で認定および利用決定をします。
- ・ その他、利用に関することについて詳しくご相談された場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。



明が必要です。

- ⑦ 学生など
- ⑧ 学校などに在学中もしくは職業訓練を受けている場合
- ⑨ 虐待・DV

児童虐待を行っている恐れがあること。配偶者からの暴力により、保育が困難であると認められること。

- ⑩ 育児休業
- ⑪ 育児休業中で、育児休業に係る子ども以外の保育が引き続き必要であると認められること。



申込書の受付期間

10月1日(水)～10月31日(金)

申込書の備え付けと提出先

水川町役場町民環境課、宮原振興局総務振興課、ダーナ保育園、月乃輪保育園、東光保育園、吉野保育園、宮原慈光保

水川町空き家バンク事業開始

平成25年に総務省が実施した「住宅・土地統計調査」によると、総住宅数に占める空き家の割合は13.5%(約819万戸)で過去最高となっています。水川町内における空き家も近年増加傾向にあり、防犯・防災の観点からも、その管理について町を挙げて取り組んでいく必要性を認識しております。そこで、10月から空き家の有効活用を図るため「空き家バンク」の登録物件の募集を開始いたします。

空き家バンクとは、町内の賃貸・売却できる空き家を「空き家バンク」に登録してもらい、その物件の情報を、水川町への移住を希望される人や住居を探しの人へ町のホームページなどを利用して提供する仕組みです。移住定住の促進とともに、空き家の活用を通して防犯・防災の観点からもその効果が期待されます。空き家をお持ちの方で、ご自身の空き家を「貸してもいい」「売ってもいい」とお考えの方は、登録の検討をお願いいたします。

必要書類

※本年度から引き続き利用される人は、児童氏名などを印字したものを配布します。

必要書類

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書
- ② 障害者手帳写し、診断書
- ③ 本人、同居者が障がい者、保護者の病気などで利用希望の場合、1世帯につき1枚。
- ④ 雇用(雇用予定)証明書

結果の通知

認定審査の結果については、12月に通知します。

そこで利用認定になった場合は、その後、各保育園との入所調整を行いますので、保育園利用の決定については2月から3月にかけて保護者あてに通知します。

なお、町外保育園を希望されている場合は、保育園所在の市町村との協議になりますので、どうしても町内保育園よりも決定が遅くなり、3月中旬くらいになる場合もあります。

利用者負担額の納入

町では口座振替納入を勧め

【お問い合わせ先】

宮原振興局総務振興課
まちづくり推進係
☎ 62・2317(直通)

なお、ホームページ上の空き家物件の公開は、準備が整い次第、今年度中を予定しています。

空き家バンクイメージ図

